

総 論

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
第2章	食をめぐる現状と課題	4
1	食をめぐる現状	6
2	食をめぐる課題	33
第3章	新潟県が目指す食育の方向	36
1	基本理念	38
2	目的と目標	38
3	基本的視点	41

各 論

第4章	取組の方向と取り組むべき施策	42
1	食に関する知識及び食を選択できる力の習得	43
2	望ましい食習慣の形成	50
3	新潟の食を生み出す農林水産業への理解	54
4	食文化の継承・発展	56
5	県民みんなが連携・協働した県民運動の展開	59
第5章	食育の推進に向けて	61
1	計画の推進体制	62
2	関係者の役割	64
3	計画の進行管理	65

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

1 計画策定の趣旨

近年、単独世帯や核家族世帯の増加、就業構造の変化などの社会情勢の変化により、私たちの家庭や生活を取り巻く環境は著しく変化してきています。そのため、これまでの長い歴史の中で培われてきた、家庭の「食」に対する豊かな知識や経験、食文化等の伝承が揺らぎつつあり、食をめぐる様々な問題が現れてきています。

具体的には、子どもから大人まで幅広い年齢層に見られる朝食の欠食をはじめとして、食生活の乱れからくる生活習慣病の増加など、個人の健康が脅かされています。また、三世代家族の減少や就業構造の変化などから家庭の機能が弱まり、家庭で受け継がれてきた伝統的な食文化が失われつつあります。さらには、生産と消費乖離^{かいり}により、食がどのように生み出されてくるのかが見えにくくなり、食に対する感謝の念や理解が薄くなる一方、食の安全性に対する関心が高まっています。

こうした状況を迎えている今日、「食」は命の源であり、健全な食生活なくして私たちの健康は維持できないこと、自然の恵みや「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めることなど、私たち一人一人が「食」について見つめ直すことが、今まさに重要となっています。そのため、家庭での取組を中心として、それを取り巻く学校や保育所、幼稚園、地域などのあらゆる場面で食育の推進に取り組んでいく必要があります。

このような情勢を受け、国においては、「食育」を社会全体の問題として捉え、平成17年6月に「食育基本法」を制定するとともに、平成18年3月に食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めた「食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育を推進していく姿勢を明らかにしました。

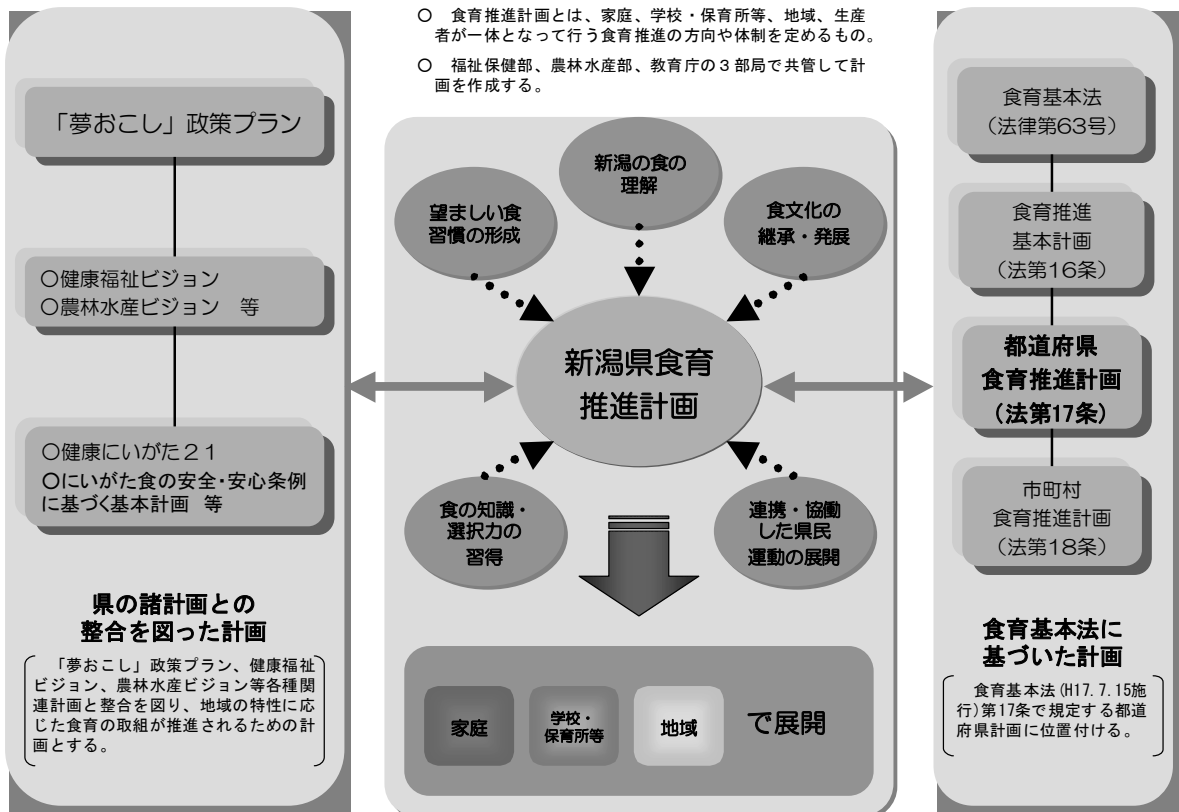
新潟県においても、これまで県民の健康づくりの推進や農林水産業の理解促進などの面から、「健康にいがた21」（平成13年3月策定）、「健康にいがた21実行計画」（平成18年3月策定）、「にいがた農林水産ビジョン」（平成13年3月策定、平成18年3月改訂）などの各計画に基づき、部門ごとに食育を推進するとともに、「にいがた食の安全・安心条例」（平成17年10月制定）により、食の安全の観点からの食育を推進してきました。

そうした中、新潟県では「食」の重要性を再認識し、県民みんなで食育を推進するための総合的な計画をつくることとして、ここに「新潟県食育推進計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法（平成 17 年 7 月 15 日施行）第 17 条で規定する都道府県食育推進計画に位置付けます。

なお、新潟県の最上位計画である『「夢おこし」政策プラン』（平成 18 年 7 月策定）、その下部計画である「健康福祉ビジョン」（平成 18 年 3 月策定）や「農林水産ビジョン」などの各種関連計画と整合を図り、地域の特性に応じた食育の取組が推進されるための計画とします。



3 計画の期間

平成 19 年度を初年度とし、平成 24 年度を目標年度とする 6 カ年計画とします。ただし、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化などに応じて、必要な見直しを行うこととします。